

音楽教室問題の検討

酒井 大知

音楽教室問題とは、音楽教室における演奏に著作権（演奏権）が及ぶのかということについて争われた事案である。音楽教室における著作物利用が著作権侵害にあたるのであれば、その演奏主体は著作物の使用料を著作権管理団体に支払う必要がある。そして2020年2月、東京地方裁判所は請求権不存在確認訴訟の第一審判決を下した。結果は、音楽著作権管理団体（JASRAC）の主張が全面的に認められ、音楽教室事業者側の申立ては棄却された。

本研究では、訴訟の主な争点である「音楽教室における演奏の主体」「音楽教室における演奏は公の演奏か」「聞かせることを目的とする演奏か」の3点について、過去の判例や学説を踏まえ、本判決の検討を行う。

争点①「音楽教室における演奏の主体」は、教師については雇用関係または準委任関係という強い管理性が認められるため、手足論を適用して音楽教室事業者を主体とすることが妥当である。しかし、生徒については、主体認定するための法理に批判が多く、権利保護に寄りやかな著作権法の政策形成過程のバイアスを考慮すれば、司法において権利者の権利を拡張するべきではない。よって、教師の演奏のみ事業者が主体だと考えられる。

争点②「音楽教室における演奏は公の演奏か」は、権利者への影響を考慮して累積的に対象を捉えることから多数への利用となるため「公の演奏」といえ、争点③「聞かせることを目的とした演奏か」は、立法趣旨より目的意志の有無で判断されるため、外形的に判断して本件演奏は「聞かせることを目的とする演奏」といえるだろう。しかし、演奏権は演奏技術の向上を目的として教師と生徒が練習するような利用は想定していないであろうこと、著作権法の政策形成過程には権利者の権利が拡張されるようなバイアスが働いており、権利を拡張的に解釈することには謙抑的であるべきであることから、音楽教室における演奏に演奏権は及ぶべきではないと考えられる。

また、非享受利用であることや市場に悪影響を及ぼさないと考えられることから、30条の4（非享受利用）の権利制限を柔軟に解釈して対応することも可能だろう。

この問題において重要なことは教育目的の利用であるということだ。音楽教室は音楽教育を担う教育機関であり、人々の音楽的素養を向上させ、子供たちの人格形成をサポートするという社会的意義のある活動をしている。使用料を徴収しなければ権利者の利益が守られないとの批判があるが、音楽教育により将来音楽事業に従事する人や趣味として音楽を消費する人が増加し音楽市場が成長することで、結果として権利者の利益拡大にもつながると考えることもできる。こうした社会一般への公益や権利者への利益を考慮すれば、音楽教育の段階で使用料を徴収するのは権利者を含めた社会全体にとってマイナスであるといえるので、JASRACは音楽教室からの使用料徴収を再考すべきではないだろうか。

（指導教員 村井麻衣子）